

ひとり親家庭等の方のための主な福祉制度

ひとり親家庭等医療費公費負担制度

ひとり親家庭の母または父及び児童等が、医療機関で受診した場合に医療費の自己負担分を支給する制度です。受給資格が認められた方には「受給者証」を発行し、「受給者証」を医療機関の窓口で提示すれば、保険診療分の医療費について自己負担分（医療機関ごとに500円/日）のみで受診していただくことができます。

《対象者》 18歳までの児童を扶養しているひとり親家庭の母または父及びその児童等で、
所得税非課税世帯の方

《申請に必要なもの》 対象となる方の保険証、ひとり親家庭等であることを証明するもの

《有効期間》 原則申請日から有効期間が始まり、児童が18歳に達する日以後の最初の3月31日が終期です。

受給者証は、毎年8月で年度切り替えとなり、新しい年度の所得で審査をします。

前年度の所得によって認定されなかった方については、7月中に再度申請することで8月からの資格を審査することができます。（8月以降は申請日からの資格審査となります。）

児童扶養手当制度

18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童を養育しているひとり親家庭の母または父等に手当が支給される制度です。所得が一定額以上ある場合、手当の一部又は全部が支給停止となります。

《支給要件》（支給対象となる児童の要件）

- | | |
|---|---------------------------|
| 1 父母が離婚を解消した児童 | 5 父または母が引き続き1年以上遺棄している児童 |
| 2 父または母が死亡した児童 | 6 父または母が引き続き1年以上拘禁されている児童 |
| 3 父または母が一定の障害の状態にある児童 | 7 母が離婚によらないで懐胎した児童 |
| 4 父または母の生死が明らかでない児童 | 8 7に該当するかどうか明らかでない児童（孤児等） |
| 9 父または母が母又は父の申立により保護命令を受けている児童（平成24年8月より） | |

《手当額》

児童が1人の場合 全部支給で月額43,160円（一部支給：43,150円～10,180円）

児童が2人の場合 全部支給で月額53,350円（全部支給：月額10,190円加算）

一部支給の場合 10,180円から5,100円加算（所得に応じて決定）

児童が3人以上の場合 3人目以降の児童1人につき 全部支給で月額6,110円加算。

一部支給の場合 6,100円から3,060円加算（所得に応じて決定）

たとえば、3人の場合は全部支給で月額59,460円、一部支給の場合は月額59,430円～18,340円となります。

《手当の支給月と支払方法》

5月(3月分～4月分)・7月(5月分～6月分)・9月(7月分～8月分)・11月(9月分～10月分)・

1月(11月分～12月分)・3月(1月分～2月分)の原則11日に、指定の金融機関の口座へ振込します。

(申請した月の翌月分から支給開始)

《その他注意事項》

*公的年金との併給については、年金額が児童扶養手当額より低い場合に、その差額分を受給できます。

※公的年金が支給開始となった場合は届出が必要です。（届出が遅くなった場合については手当額を返還していただく場合があります。）

*受給者等の所得が一定額以上ある場合、手当の一部又は全部が支給停止となります。（別紙限度額表をご参照ください。）

※受給者の所得には、母又は児童が児童の父から前年に受け取られた養育費（申告額の8割）も加算されます。

*毎年8月に現況届を提出していただくようになります。（現況届の書類は、7月末に市役所から郵送します。）

*申請された場合、資格のある間は自己都合での辞退ができません。

*受給者は教育委員会から小・中学生のお子さんの学用品費等の支援（就学援助）を受けられます。（各学校へ要申請）

母子・父子・寡婦福祉資金制度

母子家庭の母、父子家庭の父及び寡婦等に対して各種資金を貸付する広島県の制度です。

相談・申請は、こども家庭課で受付。

《貸付金の種類》修学資金・就学支度資金・事業開始資金・事業継続資金・技能習得資金・修業資金・就職支度資金・医療介護資金・生活資金・住宅資金・転宅資金・結婚資金

資格取得や各種講座の受講に対する補助制度

母子又は父子家庭の母・父・児童に対して、経済的自立を目的とした資格取得にかかる高等技能訓練期間の生活の負担軽減や、養成講座の経費の補助を行います。受講前に事前相談が必要で、所得制限があります。

- 自立支援教育訓練給付金：
養成講座（簿記・医療事務・介護初任者研修等）の経費の60%補助（限度額 20万円）
※受講前の事前申請が必要。雇用保険制度の教育訓練給付金指定講座であること。
- 高等職業訓練給付金
看護師・准看護師・保育士・介護福祉士・作業療法士・理学療法士・歯科衛生士・美容師・社会福祉士・製菓衛生師・調理師の免許取得のため1年以上のカリキュラムを受講する場合、修学期間について生活の負担軽減として支給します。
市民税非課税世帯 月額 10万円（最終年のみ月額 14万円）
市民税課税世帯 月額 7万5000円（最終年のみ月額 11万5000円）
- 修了支援給付金：
カリキュラム（1年以上）を修了した、高等技能訓練の受給者に支給
市民税非課税世帯 5万円 市民税課税世帯 2万5000円

JR 通勤定期購入割引

児童扶養手当受給者が JR（鉄道）を利用して通勤する場合に、定期券購入に際し割引証明書を発行します。

《対象者》 児童扶養手当受給者

《手続きに必要なもの》 印鑑、児童扶養手当証書、特定者資格証明書

（特定者資格証明書をお持ちでない方は、タテ 4cm×ヨコ 3cm の上半身無帽の写真）

母子・父子自立支援プログラムの策定

児童扶養手当受給者の自立にむけての具体的な取り組みのために「母子・父子自立支援プログラム」を作成し、資格取得やハローワークの利用など就労にむけて継続的な支援を行います。希望される場合はご相談ください。

ファミリー・サポート・センターの利用支援

子育ての援助を受けたい人（依頼会員）と援助を行いたい人（提供会員）が相互援助活動を行う会員組織です。母子家庭または父子家庭（原則として 0 歳児から小学校 6 年生までの児童の保護者）が利用する場合、優先して提供会員を紹介します。

児童扶養手当受給者に対し利用料の半額を助成します。（上限額：月 15,000 円）

子育てや経済的自立にかかる相談窓口

家庭児童相談室（月～金 8：30～17：15）を開設しています。専任の相談員が子育ての悩みや経済的自立にかかる相談に応じます。お気軽にご相談ください。

申請・お問い合わせ先

東広島市役所 こども家庭課 電話(082)420-0407

支所	課	電話()	—
----	---	-------	---

その他の手続き

- | | | | |
|-----------------------|-----------------|------------------|--------------|
| * 戸籍のことは | 市民課 | ☎ (082) 420-0925 | |
| * 国民健康保険・国民年金のことは | 国保年金課 | ☎ (082) 420-0933 | |
| * 児童手当・乳幼児医療のことは | こども家庭課 | ☎ (082) 420-0407 | |
| * 保育所のことは | 保育課 | ☎ (082) 420-0934 | |
| * 就学援助のことは | 教育委員会 学事課 | ☎ (082) 420-0975 | |
| * いきいきこどもクラブのことは | 教育委員会 青少年育成課 | ☎ (082) 420-0929 | |
| * 子の入籍のことは | 広島家庭裁判所 | ☎ (082) 228-0494 | |
| * ファミリー・サポート・センターのことは | ファミリー・サポート・センター | ☎ (082) 493-6072 | (R3.3.31 改訂) |